

定額減税調整給付金のご案内

令和6年分の所得税及び令和6年度個人住民税（以下、住民税という。）において、定額減税を実施しています。納税義務者のうち、**定額減税しきれない見込まれる方に対し、その差額を給付**します。

給付対象者

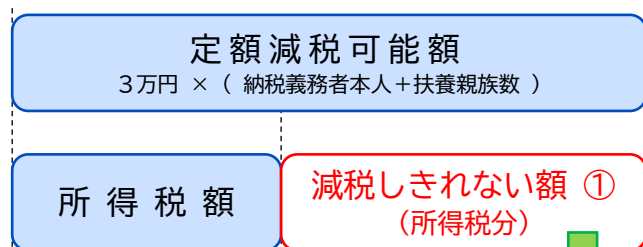
以下の2つの要件をいずれも満たす方が給付対象者となります。

1. 令和6年分所得税が課税される見込みの方、または、旭市から令和6年度住民税所得割が課税されている方
2. 定額減税可能額が「令和6年分所得税（推計）」または、「令和6年度住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）方

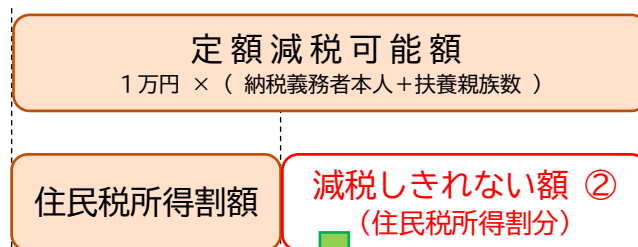
※ 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。
※ 本給付金は世帯単位ではなく、納税義務者（個人）への給付となります。
※ 定額減税可能額は、納税義務者本人及び控除対象配偶者を含む扶養親族数に基づき算定します。

給付額

《 令和6年 所得税（推計） 》



《 令和6年度 住民税所得割 》



給付金額 = 減税しきれない額 ① (所得税分) + 減税しきれない額 ② (住民税所得割分)

※ 「減税しきれない額 ①」と「減税しきれない額 ②」の合計額を1万円単位で切り上げて給付します。

(例) 納税義務者・配偶者・子(大学生)・子(高校生)の4人世帯の場合

令和6年所得税額(推計) : 6,000円
令和6年度住民税所得割額 : 38,000円

定額減税可能額(所得税) : 30,000円 × (本人 + 扶養親族数3人) = 120,000円
" (住民税所得割) : 10,000円 × (本人 + 扶養親族数3人) = 40,000円

減税しきれない額(所得税分) : 120,000円 - 所得税額 6,000円 = 114,000円・・・①
減税しきれない額(住民税所得割分) : 40,000円 - 住民税所得割額 38,000円 = 2,000円・・・②

給付金額 (①+②) 114,000円 + 2,000円 = 116,000円・・・**120,000円** (1万円単位切り上げ)



給付金の給付手続き

- 給付金を受け取るには、同封の「調整給付金給付確認書」の提出が必要です。
- 調整給付金給付確認書の記載内容をご確認のうえ必要事項を記入し、「本人確認書類の写し」及び「受取口座を確認できる書類の写し」と一緒に、専用の返信用封筒で返信してください。
- 返信していただいた書類を審査後、振り込み日等を記載した給付金給付決定通知書を郵送いたします。



提出期限：**令和6年11月15日（金）** 消印有効

Q & A

Q1 「令和6年分所得税（推計）」は、どのように計算しているのですか。

A1 「令和6年分所得税（推計）」は、令和5年分の所得等を基にした推計額です。
令和6年分所得額が確定した際に給付金額に不足が生じた場合（扶養親族の追加や所得の減少など）は、不足額を令和7年中に追加給付する予定です。

Q2 4月に子どもが生まれましたが、調整給付金の対象となりますか。

A2 【所得税分】
年末調整または確定申告により、生まれた子の分の定額減税を受けることができ、所得税から減税しきれない額が生じた際は、令和7年中に追加給付の対象となります。
【住民税所得割分】
令和6年1月1日以降に生まれた子は、定額減税及び調整給付金の対象となりません。

Q3 令和6年中に転居（住民登録を異動）した場合、不足額の給付はどこが実施するのですか。

A3 不足額については、令和7年度に個人住民税を課税する自治体の実施（給付）する予定です。原則として令和7年1月1日現在の住民登録をしている自治体での実施となります。

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに市・県・国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。
また、市・県・国の機関を名乗るお心当たりの無いメールが送られてきた場合、メールに記載のURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

お問い合わせ



旭市

定額減税調整給付金担当窓口
☎ 0479-74-7105
受付時間／平日9:00~17:00



旭市ホームページ